

「消費生活相談員資格」 （消費生活専門相談員資格） の取得に挑戦してみませんか？

産業環境課 内線273

扶桑町消費生活センターでは、消費生活相談員が、地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

「消費生活相談員資格」は、消費者安全法に基づき消費生活相談員のための資格として、平成28年度から創設されました。独立行政法人国民生活センターは、登録試験機関としてこの試験を実施しています。この資格試験は、当センターが平成3年から実施してきた「消費生活専門相談員資格認定試験」を兼ねています。

▼第1次試験 10月13日(土)

▼対象 どなたでも受験できます。

▼受験要項 返信用封筒(A4サイズを折らずに入れられる封筒に205円の手貼付、宛先明記)を同封のうえ、郵便にて左記宛先までご請求ください。なお、受験要項は国民生活センターホームページからもダウンロードいただけます。(http://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html)

▼受験申込み

7月27日(金)まで(消印有効)

▼資料請求および問い合わせ
独立行政法人 国民生活センター
教育研修部 資格制度室

〒108-8602

東京都港区高輪3-13-22

☎03(3443)7855(直通)

第21回 愛知県介護支援専門員 （ケアマネジャー） 実務研修受講試験 について

介護健康課 内線236

▼試験日 10月14日(日)

▼願書配布場所 介護健康課、愛知県社会福祉協議会など

▼願書配布期間

6月5日(火)～7月11日(水)

▼願書受付期間

6月12日(火)～7月11日(水)

▼受験資格

次の①及び②に該当する方
① 保健・医療・福祉に関する法定資格を保有し、その資格に関わる業務及び一部相談援助業務に通算5年以上の実務経験がある方

② ①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、若しくは、現在、①の業務に従事しておらず、かつ、住所が愛知県にある方

▼問い合わせ

愛知県社会福祉協議会
福祉人材センター
介護支援専門員実務研修受講試験係

☎052(212)5530

1052(212)5530

1052(212)5530

1052(212)5530

犬山警察署からのお知らせ

110番

「安心」して暮らせる「安全」な扶桑町の確立



扶桑町内の4月中の犯罪発生総数(暫定値)は、17件(昨年同月7件)です。空き巣被害が柏森学区で3件、自転車盗被害が山名学区で1件、扶桑東学区で1件発生しました。

薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」～覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ等の乱用をなくそう～

◎薬物乱用の実態

日本は、覚醒剤、大麻等の大きな消費国となっています。愛知県内で覚醒剤等の薬物で検挙された人は、平成8年以降、20年間にわたって1,000人を超えています。しかし、この人数は氷山の一角であり、実際には取締りの手を逃れている乱用者や密売人は、もっと多くいると思われます。

薬物乱用の恐ろしさは、何度でも繰り返し摂取したくなる性質、つまり、「依存症」を持っているということです。

特に覚醒剤は、強い精神的依存性を持っており、使用してしまうと「気分が高まる」、「幸せいっぱい」、「疲れが取れる」といった錯覚の状況が生まれます。

また、人間の体には「耐性」というものがあり、薬物の使用に伴って必然的に量と回数が増え、次第に自制することが極めて難しくなります。そのうち、薬物中毒症状として、「殺される」、「つけられている」、「見張られている」などといった妄想や幻覚が現れます。

薬物の乱用は、何も関係のない人々を巻き込む殺人や

放火などの二次犯罪を引き起こしたり、家庭の崩壊を招いたり、その悲劇は本人のみにとはとどまりません。

また、「合法ハーブ」、「アロマ」、「お香」などと合法なものであると標榜しながら出回っている危険ドラッグは、実際には、覚醒剤や大麻等の規制薬物に類似した化学物質を混入させた植物片や液体で、危険ドラッグを摂取すると、幻覚や妄想を引き起こすばかりか、吸引後に意識障害となり、交通事故を起こすなど、最悪の場合は死に至る大変危険な薬物です。

◎覚醒剤等の薬物追放にご協力を

覚醒剤は、興味本位から気軽に手を出したり、やせる薬などと騙して勧められたり、S(エス、スピード)等と何か格好良いもののように錯覚して手を出すなど、特に若者の間に汚染が広がっています。覚醒剤等の薬物を社会から追放するためには、あなた自身が甘い誘いにのらないことはもちろん、あなたの周りで覚醒剤等の薬物を扱っている人を見たり聞いたりしたときは、警察本部や最寄りの警察署、交番、駐在所までご連絡ください。

愛知県警察からのお知らせ

平針運転免許試験場は、平成30年1月から建替え工事のため、来場者の

駐車場が利用できません。公共交通機関のご利用をお願いします。

▼問い合わせ 運転免許課 ☎052(951)1611(内線:781-280・281)